

2023年5月1日

各位

**A T Mによる現金のお引出しの一部制限について
～特殊詐欺等被害防止への取り組み～**

株式会社 山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）では、全国的に多発しているご高齢者の特殊詐欺被害（カード不正利用等）を防止するため、山形県警の要請のもと、従来からのキャッシュカードによるA T Mでのお振り込みの制限に加えて、2023年7月3日（月）より、A T Mによる現金のお引出しについて一部のお客さまのご利用を制限させていただきます。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための取り組みでございますので、何とぞご理解いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 利用制限の内容

以下に該当する預金口座は、A T Mによる一日の現金のお引出しを、口座あたり30万円までとさせていただきます。

対象となる預金口座
以下の①と②の両方に該当する預金口座※
① 70歳以上のお客さまの預金口座
② A T Mによる一日あたり30万円以上の現金のお引出しを2年以上されていない預金口座

※ ②について、当初は、2021年4月～2023年5月末のご利用状況を基に対象口座を判定させていただきます。2024年以降は、毎年3月末を基準として対象を判定させていただきます。

2. 開始日 2023年7月3日（月）

3. 利用制限の解除を希望される場合

開始日以降に、以下のものをお持ちのうえ、お近くの窓口にてお手続きをお願いします。

- 対象口座のキャッシュカード
- 運転免許証または健康保険証等の本人確認書類

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
経営企画部 広報室
電話：023-623-1221（代表）
【受付時間】9:00～17:00